（備考） ［１　略］ ２　署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（備考） ［１　同左］ ２　署名は必ず本人が自署すること。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第２号様式**（第１条第３項関係） ［様式　略］ （備考） ［１　略］ ２　署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**別記** **第２号様式**（第１条第３項関係） ［様式　同左］ （備考） ［１　同左］ ２　署名は必ず本人が自署すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十九日から適用する。

○財務省令第十八号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月八日　　財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合） **第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］	（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合） **第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　同上］
四　小売販売業者が、都道府県公安委員会の許可を受けて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号に掲げる営業を営む者（同法第二十三条第二項の規定により、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない者を除く。）に対し、その営業所の客に賞品として提供するための製造たばこを販売する場合 五　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	四　小売販売業者が、都道府県公安委員会の許可を受けて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第七号に掲げる営業を営む者（同法第二十三条第二項の規定により、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない者を除く。）に対し、その営業所の客に賞品として提供するための製造たばこを販売する場合 五　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。